## 浸水被害認定の弾力的運用と制度創設を求める申入れ

12月10日私たちは、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」 (平成13年6月28日)を弾力的に運用した兵庫県の対応について、徳島県 が国の指針に違反するものであるかのように誤解していることを指摘した。そ の上で、徳島県も兵庫県のように風水害による被害の大きさを地域的特性とし て重く評価する運用で半壊以上の認定を増やし、県単住宅再建支援制度を生か して被災者を広く救済するよう申し入れた。

これにたいし、県は内閣府に照会するという答えであったが、いまだに正式な回答をもらっていない。

私たちがすでに直接確認しているように、国自身が、兵庫県の方式を「地域特性を加味したもの」と評価しているのだから、徳島県が「なんとか被害者の立場にたった運用ができないものか」(総務委員会答弁)と考えるならば、兵庫県型の被害認定をおこなうことを躊躇する理由はない。

その後岡山県でも、「運用指針」の弾力的運用について、兵庫県に習った認 定をおこなってもよいという県の姿勢が示されている。兵庫県以外に事例がな いという論拠も、成り立たなくなっている。

またこの間行われた床上浸水被害認定に関する県下自治体の取組をみると、 兵庫県のように床上浸水被害を受けた全戸を訪問し再調査するという積極的な 取組はされていない。しかし、運用指針によると、浸水による被害については、 床上浸水の住家は、申請がなくても内部への立ち入り調査をして損害割合を算 定し、2次判定をすることになっている。この点にも、解釈に誤りがある。さら にいえば、判定の結果半壊認定まで至らなかった被災者についても、なんらか の救済措置が必要である。

そこで、次の点について善処されるよう、改めて申し入れる。

- 一、徳島県も被災者の立場にたって、兵庫県方式の認定をおこない、市町村に制度を周知すること。
- 二、床上浸水の住家は、すべて再調査し2次判定をするよう、市町村に周知すること。

- 三、これら周知にあたって、内閣府の担当者を招いた説明会を実施すること。
- 四、県自身も広報により県民に制度の周知をすること。
- 五、福井県などのように、半壊認定までに至らない床上浸水・一部損壊世帯への支援制度も創設すること。

2004年12月27日

日本共産党徳島県議団

山田豊 古田みちよ 達田良子 扶川敦